

神田明神ホール使用規約

- 第1条(使用規約について)
神田明神ホール(以下「ホール」という。)の利用申込み者(以下「利用者」という。)は、以下の事項について確認及び承諾し、ホールを利用しなければならない。
- ホールは、神田社(以下「所有者」という。)が所有し、株式会社マグネットスティダ(以下「運営者」という。)が管理運営するものであること。
 - ホールの利用に際しては、利用者と運営者の間でホール使用契約(以下「使用契約」という。)を締結する必要があること。
 - 所有者は、神田明神文化交流館(以下「本建物」という。)の軸体の安全性以外の責任を負わないこと。
 - 本使用規約(以下「本規約」といいます。)及び関係法令を遵守し、利用者の従業員・履行補助者・作業員等の関係者等(以下、併せて「利用者関係者等」といいます。)及び来場者・観客・顧客(以下併せて「来場者等」といいます。)にも遵守させること。
 - 利用者は、使用契約締結後、本使用規約に従い、運営者の指示のもとホールの利用を行うこと。
- 第2条(所有者の権利保護)
所有者の利益・権利を侵害する恐れのある申し入れ等が利用者によりあった場合、所有者の意向が第一優先されることを、利用者は異議なくこれを了承する。
- 第3条(反社会勢力の排除)
運営者および利用者は、それぞれ相手側に対し、次の各号の事項を確認する。
 - 所有者はその役員・業務を行なう社員・取締役・執行役またはこれらに準ずる者をいふ。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下統称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。
 - 利用目的は団体その他の社会的団体の暴力を誇示するためであつたり、これらの資金源とするためにイベントを行うなど暴力団その他反社会的団体を援助・助長、またはその運営に資するものでないこと。
 - 運営者および利用者は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確認に依拠して使用契約の締結および履行するものであることを確認する。
- 第4条(利用可能施設)
(1) 利用者が各種の催事のために利用することができるホールの施設は、2Fホール内・2Fホワイエ・2Fクローケ・2F3F化粧室・3F喫煙所・2Fバーカウンター・2Fバックステージ・2F樂屋・2F主催者控室・3F VIPラウンジ・3F VIP席・3F調整室・基本舞台設備(パンツ設備・昇降ステージ・照明音響機器設備・備品等)に限る。
- (2) 利用者は、前項の施設のうち一部の施設を利用しない場合でも、利用料の減額を請求することはできない。
- (3) 利用者は、第1項の諸施設に付帯する設備を使用できる。但し、この場合の使用料その他の使用条件については第13条の定めに従う。
- 第5条(予約申込および契約)
(1) ホールの営業日は、原則として年中無休とする。但し、所有者の行事の開催、ホールの施設、設備の点検等のため休業する場合がある。
- (2) 予約申込の受付開始日は、第7条に定める利用期間の開始日の1年前の日以降とする。
- (3) 利用者は、申込みの際、利用者の概要、催事の内容(以下、併せて「催事内容等」といいます。)を運営者に伝えなければならない。運営者及び所有者は、催事内容等本規約等に照合し、利用料の可否を決定する。
- (4) 利用者は、仮押さえ期間内に仮押さえの意思表示より7日前以内に「仮押さえ期間」とする。)に、使用契約締結の意向について運営者に連絡しなければならない。予約申込みより7日前以内に使用契約の締結に至っていない場合には、特に運営者が認めた場合を除き、申込みは無効になる。
- (5) 利用者は、使用契約締結の意思のある場合は、その旨を運営者に連絡し、所定の使用契約書に記入押印の上運営者に提出しなければならない。運営者に使用契約書が届き、運営者の了承をもって使用契約成立とする。
- 第6条(利用方法について)
利用料によるホールの利用方法は、ビジネス利用とエンターテイメント利用のいずれかである。
(1) ビジネス利用とビジネスを目的とした利用である、以下に適合するものとする。なお、次項のエンターテイメント利用に定まらないものは全てビジネス利用みなす。
1. 営利行為及び非常目的に關係なく、ビジネスを主とした展示会、個展、プレス発表会、ファッショショナー、セミナー、会議、講演会、式典、シンポジウム、株主総会、セレブ、卒業式、パーティー等。
2. 上記1)の適合に間からず、運営者がビジネス利用と承認したもの。
- (2) エンターテイメント利用とは、興行を目的とした一般の会場に一般チケットを販売し、運営者の指定する方法によるドリンク制を採用するものとする。エンターテイメント利用とは、金曜日・土曜日・日曜日・祝日と運営者指定特定日の利用を原則とし、以下に適合するものとする。
1. 音楽コンサート、歌舞伎、舞踊、寄席、演劇等の興行。
2. 上記1)の適合に間からず、運営者がエンターテイメント利用と承認したもの。
- 第7条(利用期間及び利用料)
(1) 利用期間とは、利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出する時刻までの期間をいふ。なお、原状回復とは、付帯備品(椅子・テーブル等)が倉庫に収納されることを含み、利用場所(ホール・ホワイエ・デッキ・バックステージ等)に付帯備品等が何もない状態をいふ。
- (2) 利用者は、基本会場費にて午前9時から午後8時まで利用可能な利用形態(以下「基本会場費型利用」といいます。)もしくは最低5時間以上の利用にて利用可能な利用形態(以下「時間外延長料型利用」といいます。)のいずれかでの形態で利用する。いずれの形態での利用をする場合でも、利用者は利用予定期間を使用契約書に記載する。
- (3) 基本会場費型での利用形態にて午前9時以前または午後8時以降に時間外延長が必要な場合は、準備、設営、撤去など使用用途に関わらず、別紙に定める時間外延長料を適用する。なお、時間外延長料は運営者の承認を得た場合に限り可能とする。時間使用料型での利用にては、時間外延長料を適用されず。
- (4) 利用料の総額は、基本会場費型利用においては、基本会場費と時間外延長料・追加付帯備品料・物販手数料・追加人件費等の合計額とする。料金表は別紙に定める。
- エンターテイメント利用料金の中には、以下の時間区分会場費と機材費(施設・音響・照明)・立ち会い人件費(音響・照明各1名)が含まれるものとし、料金表は別紙に定める。なお、利用者は利用予定期間を使用契約書に記載する。
1. 午前10時から午後7時までの1時間
2. 午前11時から午後10時までの1時間
3. 午前12時から午後11時までの1時間
- なお、金曜日・土曜日・日曜日・祝日と運営者の平日には原則として適用されない。
- (3) エンターテイメント利用料金での利用に際し、前項利用時間区分にて時間外延長が認められる場合は、準備、設営、リハーサル、撤去など使用用途に関わらず、別紙に定める時間外延長料を適用する。ただし、時間外延長料は運営者の承認を得た場合に限り可能とする。
- (4) 利用料の総額は、エンターテイメント利用料金と時間外延長料・追加付帯備品料・物販手数料・追加人件費等の合計額とする。料金表は別紙に定める。
- 利用者は、運営者の指揮によって、ドリンク制(ドリンクを用意・販売し、来場者は入場の際に最低1杯分のドリンクを購入する必要がある制度。)を@500円(税込)にて実施する。最低保証料金はスタンディングでの利用の場合、来場者300分(15万円)とし、通常の利用の場合、来場者200分(10万円)とする。ただし、運営者が認めた場合はカウンターバー制を実施しても使用できるものとする。カウンターバー制を実施する場合、来場者の人数が最低保証料金分を下回る際は、利用者は最低保証料金(スタンディングの場合15万円[税込]、着席の場合10万円[税込])と@500円(税込)×来場者数との差額分を開催終了後15日以内に運営者に支払う。ドリンク制を実施しない場合は、利用者は使用契約締結日から15日以内に最低保証料金(スタンディングの場合15万円[税込]、着席の場合10万円[税込])をあらかじめ支払う事とする。
- (6) エンターテイメント利用、かつ連続2日以上の利用の場合で運営者が認めた場合には、仕込み日、リハーサル日、撤去日等の本番公演を行わない日にに関しては、エンターテイメント利用料金は同等で、1回催ににつき仕込み日・リハーサル日・撤去日のいずれか1日に限り1ドリンク制を免除する。
- (7) 利用者は、エンターテイメント利用の場合で、かつ運営者が承諾した場合には、物販を行うことができる。この場合、利用者は物販による売上の10%物販手数料として運営者に支払う。
- 第8条(利用料金の支払い方法)
(1) 利用者は、所定の利用料金を運営者が指定する方法に従って指定口座に支払う。但し、支払日及び支払額は次の区分に従う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用料負担とする。
1. 基本会場費の全額(時間使用の場合は時間使用料全額)。ただし、契約締結日が利用開始日より15日未満前の日の場合には、利用開始日から15日以内に、基本会場費の全額(時間使用の場合は時間使用料の全額)。
2. 前項の金額を除いた残額(時間外延長料、付帯備品料、施設管理費、人件費等の諸費用分等)を、開催終了後、15日以内に全額。
3. また、新規の契約に限り、時間外延長料、追加付帯備品料、追加人件費等の諸費用分等が見込まれる際は、基本会場費を事前に支払い済みの時は別途開催日3日前までに合計金額の全額。開催当日までに時間外延長料などを支払う。
4. 別途開催日3日前までに合計金額の全額。開催当日から時間外延長料などが発生したときは、開催当日に現金で支払う。
5. ただし、所有者もしくは運営者、又は双方が認めた時はその限りではない。
- エンターテイメント利用の場合の第8条
(1) 利用者は、所定の利用料金を運営者が指定する方法に従って指定口座に支払う。但し、支払日及び支払額は次の区分に従う。なお、支払いにかかる振込み手数料は利用料負担とする。
1. 使用契約締結日から15日以内に、エンターテイメント利用料金の全額。ただし、契約締結日が利用開始日より15日未満前の日の場合には、利用開始日から15日以内に、エンターテイメント利用料金の全額。
2. 前項の金額を除いた残額(時間外延長料、付帯備品料、施設管理費、人件費等の諸費用分等)を、開催終了後、15日以内に全額。
3. 新規の契約に限り、時間外延長料、追加付帯備品料、追加人件費等の諸費用分等が見込まれる際は、基本会場費を事前に支払い済みの時は別途開催日3日前までに合計金額の全額。開催当日から時間外延長料などが発生したときは、開催当日に現金で支払う。
4. 別途開催日3日前までに合計金額の全額。開催当日から時間外延長料などが発生したときは、開催当日に現金で支払う。
5. ただし、所有者もしくは運営者、又は双方が認めた時はその限りではない。
- 第9条(利用料金不払いの場合の措置)
(1) 使用契約締結後、利用者が前条に定める支払日に所定の利用料金を支払わなかったときは、事由の如何に拘わらず、使用契約は当然にその効力を失う。
- (2) 前項によって使用契約が終了したときの利用料金の取り扱いは、次条の定めに従う。
- 第10条(利用者が解約を申し入れた場合の措置)
(1) 使用契約は、利用者より解約の申し入れがあった時は当然に終了する。この場合、運営者は違約金として、利用料金合計の全部または一部を次の区分に従い利用者より微収し、このほか所有者および運営者が被った損害を利用者に対し、請求することができる。
 - 利用開始日より61日前までのキャンセルのときは利用料(基本会場費・時間使用料の場合は時間使用料)の50%。
 - 利用開始日より60日前から31日前までのキャンセルのときは利用料(基本会場費・時間使用料の場合は時間使用料)の75%。
 - 利用開始日より30日前までのキャンセルのときは利用料(基本会場費・時間使用料の場合は時間使用料)の全額。
 - 利用開始日より30日前までのキャンセルのときは利用料(基本会場費・時間使用料の場合は時間使用料)の全額。
 - 前項によって使用契約が終了したときは利用料(基本会場費・時間使用料の場合は時間使用料)の全額。
 - 前項によって使用契約が終了したときは、運営者は、受領済の利用料金から違約金の額と返金による振込み手数料を差し引いた額を契約終了日のから2週間以内に利用者に返却する。万一、受領済の利用料金が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同期間内に運営者に支払う。
 - 機器・備品、飲食・技術員等の手配物の申込みについて、利用開始日より14日以内のキャンセルのときは、利用者は手配物御見積金額の全額をキャンセル料として運営者に支払う。
- エンターテイメント利用の場合の第10条
(1) 使用契約は、利用者より解約の申し入れがあった時に当然に終了する。この場合、運営者は違約金として、利用料金合計の全部または一部を次の区分に従い微収し、このほか所有者および運営者が被った損害を利用者に対し、請求することができる。
 - 利用開始日より61日前までのキャンセルのときは利用料(エンターテイメント利用料)の50%。
 - 利用開始日より60日前から31日前までのキャンセルのときは利用料(エンターテイメント利用料)の75%。
 - 利用開始日より30日前までのキャンセルのときは利用料(エンターテイメント利用料)の全額。
 - 利用開始日より30日前までのキャンセルのときは利用料(エンターテイメント利用料)の全額。
 - 前項によって使用契約が終了したときは、運営者は、受領済のエンターテイメント利用料金から違約金の額と返金による振込み手数料を差し引いた額を契約終了日のから2週間以内に利用者に返却する。万一、受領済の利用料金が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同期間内に運営者に支払う。
 - 機器・備品、飲食・技術員等の手配物の申込みについて、利用開始日より14日以内のキャンセルのときは、利用者は手配物御見積金額の全額をキャンセル料として運営者に支払う。
- 第11条(諸官庁への届出)
利用者は、ホールを利用するに当たって、法令に定められた事項を、利用者の責任と負担において所轄の諸官庁に届出・申請を行い、諸官庁の指示に従う。この場合、利用者は、常に届出内容について事前に運営者の承認を受け、かつ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに運営者に通知する。万一、届出不備のため利用不可能となった場合、所有者及び運営者は一切責任を負わない。次の申請先例を参考のこと(但し、必要とする届出・申請はこれに限らない)。
 - 開催届申請書
神田消防署 (住所) 千代田区外神田4丁目14番3号 (電話番号) 03-3257-0119
 - 道路使用料可・要警備等
神田警察署 (住所) 千代田区神田錦町3丁目10番地 (電話番号) 03-3295-0110
※その他、食品営業行為・衛生に関しては、千代田保健所 (住所) 千代田区九段北1丁目2番14号 (電話番号) 03-5211-8161
- 第12条(催事の運営および警備等)
(1) 利用者は、運営および警備等の責任担当者を、利用期間開始日の1か月前までに運営者に伝えなければならない。
- (2) 前号の責任担当者は、利用期間中、ホールに常駐しなければならない。また、利用者による、荷物の発送、受け取りは使用時間内に限る。
- (3) 利用者は、常に善良な運営者の注意をもって利用場所を使用し、全て自らの責任と費用にて、催事の運営、催事に必要な全ての事前準備および催事終了後の原状回復作業を行なう。
- (4) 利用者は、利用開始日の1か月前までにホールを利用するに当たって必要な受け入れ、人員整理、説教、特別来場者および警備を、全て自らの責任と費用にて行なう。
- (5) 利用者は、ホール、ホール周辺および本建物内、神社及び境内、本建物周辺(以下併せて「ホールおよび神社近辺」といいます。)における観客の誘導を、運営者が指示する方法に従って行い、観客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じなければならない。
- 第13条(付帯設備の使用およびその利用料等)
(1) 利用者は、ホールに付帯された所有者所有の付帯設備の使用を希望するときは利用期間の開始日の1か月前までにその詳細(スケジュール、プログラム、会場設営、搬入・搬出・計画書、案内敷位置、使用設備等)について運営者と打合せし、運営者の承認を得なければなりません。また、利用者による、荷物の発送、受け取りは使用時間内に限る。
- (2) 利用者は、会場内での施工がある場合は、1か月前までに施工図面、仕込み図、電気回路を運営者に提出し、施工内容について運営者と打合せし、運営者の承認を得なければなりません。なお、運営者は、施工等に際して、ホールおよび神社近辺に被った損害を賠償する。異業者等の施工の場合、運営者は施工の責任者に施工料金の支払いを要するおそれがある場合および所有者が施工等の制限・制約に申し入れた場合には、施工前施工中にかかる施工時間の制限及び施工料金の支払いを要する場合を除く。なお、利用者は、会場内における施工は物品の搬入時間にホール、本建物及び付帯設備等に付帯する付帯設備等に付帯する内装を汚損・破損するおそれのある場合には、所有者及び運営者の指示に従い、利用者の責任と費用において養生等の措置をとらなければならない。
- (3) 利用者が外部の部屋・照明・映像等の使用者を運営する場合は、別紙に定める技術・立会料を運営者に支払うとともに、利用日以前に運営者と業者が打合せを行なう。利用者が、ホールを利用するに当たって必要な受け入れ、人員整理、説教、特別来場者および警備を、全て自らの責任と費用にて行なう。
- (4) 利用者は、ホールの周辺や本建物内、神社及び境内、本建物周辺(以下併せて「ホールおよび神社近辺」といいます。)における観客の誘導を、運営者が指示する方法に従って行い、観客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じなければならない。
- (5) 利用者は、付帯設備及び備品を利用する場合は、利用開始前に設備の数量・破損等現況を運営者と事前に確認しなければならない。
- 第14条(諸設備の設置の制限)
(1) ホールおよび神社近辺での一切の諸設備・工作物等の設置を禁止する。但し、利用開始日の1か月前までにその詳細を運営者指定の所定書式(以下「所定書式」といいます。)にて運営者に申し込み、運営者及び所有者の承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 前項において承認を得た場合、利用者は必要な工事を、全て自らの責任と費用にて行なう。但し、利用開始日の1か月前までに所定書式にて承認を得た場合、利用者は必要な工事を、全て自らの責任と費用にて行なう。
- 第15条(広告または看板等の掲示)
(1) ホールおよび神社近辺での広告及び看板・のぼり等の設置、テラシその他の宣伝物の配布を禁止する。但し、利用開始日の1か月前までにその詳細を所定書式にて運営者に申し込み、運営者及び所有者の承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 前項において承認を得た場合、利用者は、掲示する場所、掲示の方法を運営者の指示に従い、必要な工事を、全て自らの責任と費用にて行なう。但し、利用開始日の1か月前までに自らの責任と費用にて行なう。
- 第16条(撮影および放映・放送等)
(1) 利用者は、ホールおよび神社近辺にて録画、録音または撮影(以下「本件撮影等」といいます。)をするときは、利用開始日の1か月前までに、本件撮影等の実施する器材について、ドリンク制(ドリンクを用意・販売し、来場者は入場の際に最低1杯分のドリンクを購入する必要がある制度。)を@500円(税込)にて実施する。最低保証料金はスタンディングでの利用の場合、来場者300分(15万円)とし、通常の利用の場合、来場者200分(10万円)とする。ただし、運営者が認めた場合はカウンターバー制を実施しても使用できるものとする。カウンターバー制を実施する場合、来場者の人数が最低保証料金分を下回る際は、利用者は最低保証料金(スタンディングの場合15万円[税込]、着席の場合10万円[税込])と@500円(税込)×来場者数との差額分を開催終了後15日以内に運営者に支払う。ドリンク制を実施しない場合は、利用者は使用契約締結日から15日以内に最低保証料金(スタンディングの場合15万円[税込]、着席の場合10万円[税込])をあらかじめ支払う事とする。
- (2) 利用者は、本件撮影等によって作製した映像もしくは画像(以下「映像等」といいます。)の放映、上映、放送、配信、配信、製品化など(以下「放映等」といいます。)を希望するときは、事前にその詳細を所定書式にて運営者に申し入れ、承認を得る。映像等を2次使用する場合も同様とする。
- (3) 利用者は、映像等の放映権等を行う場合、当該放映等において、ホールの景観および広告物の映像に変更、切除その他の改変を加えることはできず、これらの告知の内容をお読みください。運営者は、映像等の放映権等を行う場合は、利用者の責任と費用にて行なう。
- (4) 利用者は、運営者の承認を得た場合に限り、第三者による映像等の放映等の権限を譲渡し、または放映等を許諾することができる。この場合、当該第三者に本件の定めを厳守せなければならない。
- 第17条(利用者による医師および看護師の派遣)
(1) 利用者は、自らの費用と責任で、必要に応じて、医師または看護師をホールに派遣し、その旨を運営者に報告する。なお、スタンディングでの興行を行う場合は、親族の為に、医師および看護師を積極的に派遣することが望ましい。
- (2) 所有者および運営者は、事由の如何に拘わらず、自ら医師または看護師のいずれも派遣することを要しない。
- 第18条(運営者の承諾をする事項)
利用者は、ホールおよび神社近辺にて次の事項を行なう場合には、事前にその詳細を所定書式にて運営者に申し入れ、運営者の承諾を得る。
 1. テラシその他の宣伝物の配布。
 2. 撮影、録画または録音。
 3. 誘導・案内係の配置。
 4. 警備・安全管理体制。
- 第19条(利用権の譲渡禁止)
利用者は、使用契約上の地位または当該地位に基づく権利義務を第三者に譲渡し得ない。
- 第20条(禁止事項)
利用者は、次の行為をしてはならず、また、利用者と運営者等にこれらを行なわせてはならない。
 1. 運営者の承諾なくホールおよび神社近辺で物品の販売、募集、及びテラシその他の宣伝物の配布、掲示、撮影、又はこれに類する行為を行なうこと。
 2. ホールおよび神社近辺に危険物を持ち込むこと。
 3. 利用者がチケットを販売する場合、暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員及び関係者をホールに入場させること。
 4. 暴力団その他反社会的団体の団員らにその構成員及び関係者をホールに入場させること。
 5. 運営者による運営の場所以外の場所で飲食・喫煙すること。
 6. ゴミを投棄するなど、ホールおよび神社近辺に不衛生な状態にすること。
 7. 騒音・振動、異臭を発するなどホールおよび神社近辺に迷惑となる行為をすること。
 - また、出演者及び来